

令和7年11月19日
記者発表資料

令和7年度11月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

9月補正予算編成後の状況の変化を踏まえ、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会 計 別	前 回 ま で の 累 計 額	11月補正予算額	11月現計予算額	(参考) 7年度11現/ 6年度11現
一 般 会 計	22,345.73	2.10	22,347.83	105.3
特 別 会 計	22,841.09	0.14	22,841.23	101.6
企 業 会 計	1,645.13	—	1,645.13	102.6
計	46,831.97	2.24	46,834.21	103.4

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款 別	前 回 ま で の 累 計 額	11月補正予算額	11月現計予算額
繰 越 金	40.67	0.53	41.20
県 債	907.53	1.57	909.10
そ の 他	21,397.52	—	21,397.52
計	22,345.73	2.10	22,347.83

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の主な内容

○ 元野庭高校雨水調整機能設置工事費 2 億 1,000 万円

雨水地下貯留施設を設置するための試験施工で判明した地盤沈下のリスクに対応するため、地盤改良工事等を追加で実施する。

[教育局行政部教育施設課長 電話 045-210-8061]

○ 財政安定化資金貸付金（介護保険財政安定化基金会計） 1,419 万円

施設サービス利用者の増加等に伴う介護給付費の増加により、介護保険事業の財源に不足が生じた清川村に対し、必要な資金の貸付を行う。

[福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長 電話 045-210-4830]

○ ゼロ県債の設定（P 3～4 参照）

【債務負担行為の設定】 期 間 令和 7 年度～令和 8 年度

限度額(総額) 178 億 3,420 万円

建設事業等の年間事業量のより一層の平準化に向けて、令和 8 年度当初予算への計上を予定している建設事業等の一部を前倒しして年度内に発注するため、債務負担行為を設定する。

[総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]

ゼロ県債の設定

1 目 的

建設事業等の年間事業量のより一層の平準化に向けて、令和8年度当初予算への計上を予定している建設事業等の一部を前倒しして年度内に発注するため、債務負担行為を設定する。

※ ゼロ県債（当該年度の支出が（ゼロ）の（県）費（債）務負担行為）
翌年度に歳出予算化する県単独の建設事業等を、当該年度の支出は伴わず（支出がゼロ）に前倒しして発注するために設定する県費債務負担行為

2 設定額	債務負担行為の総額	178 億 3,420 万円（過去最大）
	【内訳】 一般会計	100 億 5,832 万円
	特別会計	5 億 2,357 万円
	企業会計	72 億 5,229 万円

<参考：近年の推移>

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
129.2億円 (447か所)	151.2億円 (484か所)	159.0億円 (502か所)	164.5億円 (536か所)	178.3億円 (1,076か所)

3 ゼロ県債のメリット

- ・ 端境期における仕事量の確保
- ・ 年間事業量の平準化（※）
- ・ 資材購入や雇用の早期実施
- ・ 円滑な融資の確保
- ・ 災害対策や道路補修、老朽化した水道管の更新など、県民生活に直結する事業に係る効果の早期発現

※ 平準化の取組

- ゼロ県債を積極的に活用し、4月～6月期の工事稼働件数を確保することにより、平準化率の改善に向けた取組を推進
- 全庁的な推進体制として、「施工時期等の平準化推進会議」を設置
- 平準化率の目標は0.80

（参考）平準化率の推移

令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 見込	令和8年度 見込
0.77	0.78	0.74	0.80	0.80

$$\text{平準化率} = \frac{\text{4～6月期の月当たり工事平均稼働件数}}{\text{年度全体の月当たり工事平均稼働件数}}$$

問合せ先

（ゼロ県債全般について）

総務局財政部財政課

副課長 井上 電話 045-210-2251

（平準化の取組について）

県土整備局事業管理部県土整備経理課

課長 太田 電話 045-210-6070

ゼロ県債の設定（令和7年度）

配慮 業種	事 項	箇所数	債務負担行為 設定限度額	事業内容 ・ 箇所等
① 建設業（工事関係）	治山事業費 ほか	14	4億1,283万円	山腹工 愛川町半原 ほか
	道路補修費 ほか	85	25億2,300万円	舗装工 国道134号 三浦市初声町下宮田 ほか
	河川改修事業費 ほか	35	11億1,170万円	遊水地工 柏尾川（横浜市栄区金井町） ほか
	学校施設長寿命化対策費	2	3億5,645万円	老朽化対策工事、監理業務 光陵高校柔剣道場、相模原高校柔剣道場
	交通安全施設整備費 ほか	55	4億4,334万円	道路標識製作設置工事 相模原警察署管内 ほか
	老朽配水管リフレッシュ事業費 ほか	59	64億1,010万円	基幹管路更新工事 7か所 配水管改良工事 41か所 ほか
	（小計）	250	112億5,744万円	
② 設計 コンサル タント業	道路補修費 ほか	47	8億5,140万円	発注者支援業務 国道138号 箱根町仙石原 ほか
	河川改修事業費 ほか	73	8億7,870万円	河川環境調査業務 相模川（厚木市厚木） ほか
	相模貯水池堆砂対策事業費 ほか	2	6,672万円	工期算定基準設定業務委託 ほか
	（小計）	122	17億9,682万円	
③ 塗装業	交通安全施設整備費 ほか	56	5億9,896万円	道路標示塗装業務 相模原警察署管内 ほか
	（小計）	56	5億9,896万円	
④ 電気設備業	公園整備費 ほか	10	5億4,325万円	空調設備補修工 保土ヶ谷公園 ほか
	県立学校空調設備整備費	1	2億4,948万円	空調設備工事、監理業務 湘南高校体育館
	交通安全施設整備費 ほか	473	7億 267万円	交通管制システム設備工事 県民ホール入口交差点 他467交差点 ほか
	（小計）	484	14億9,541万円	
⑤ 測量業	河川修繕費 ほか	36	4億 758万円	現地測量業務、路線測量業務 金目川（秦野市落合） ほか
	（小計）	36	4億 758万円	
⑥ その他	水源林整備事業費 ほか	37	5億1,485万円	森林整備 山北町川西 ほか
	河川修繕費 ほか	91	17億6,312万円	除草工 酒匂川（開成町吉田島） ほか
	（小計）	128	22億7,798万円	
合 計		1,076	178億3,420万円	

（注） 金額は、万円未満切り捨てのため、符合しないことがある。

II 条例案等について

1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 制 定	1 件
条 例 の 改 正	15 件
工 事 請 負 契 約 の 締 結	5 件
動 産 の 取 得	1 件
指 定 管 理 者 の 指 定 の 変 更	24 件
そ の 他	7 件
計	53 件
(参考)11月補正予算	8 件
合 計	61 件

2 主な条例案等

【条例の制定等】

○ 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立関係4議案(資料1参照)

誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現するため、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構を設立することに伴い、地方独立行政法人法の規定に基づき、条例の制定のほか所要の改正等を行う。

《条例の制定》

① 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に係る重要な財産を定める条例

《条例の改正》

② 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例

《その他》

③ 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期目標

④ 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に承継させる権利を定めることについて

①③④[福祉子どもみらい局福祉部独立行政法人企画担当課長 電話 045-285-0546]

②[福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]

【条例の改正】

○ 神奈川県県税条例の一部を改正する条例(資料2参照)

「かながわ水源環境保全・再生基本計画」に基づく「第Ⅰ期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の財源に充てるため、個人県民税の超過課税(水源環境保全税)の適用期間を令和9年度から令和13年度までの5年間延長するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]

3 その他の提出予定議案

【条例の改正】

- 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる指定NPO法人を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

- 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

市町村における持続可能な行政サービスの提供に向け、市町村単位では処理件数が少ない事務権限等が県に返還されるなど、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

- 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

政治資金規正法の一部改正に伴い、一部の政治団体が収支報告書の提出にあたり添付することとなった、収支報告書を当該政治団体代表者が確認した旨記載する確認書の写しの交付請求について、手数料徴収に係る事務に追加するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]

- 神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例の一部を改正する条例

花と緑のふれあいセンター（花菜ガーデン）の経営改善に向けた、利用料金の上限額の引上げについて、所要の改正を行う。

[環境農政局農水産部農政課長 電話 045-210-4401]

- 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法等の一部改正により、地域限定保育士に係る制度が創設されたことから、認定こども園に配置する保育士に地域限定保育士を追加するため、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課長 電話 045-210-4660]

- 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法等の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園に配置する副園長の資格要件について、地域限定保育士を追加するなど、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課長 電話 045-210-4660]

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法等の一部改正に伴い、乳児院等に配置する保育士に地域限定保育士を追加するほか、乳児院の長等の資格要件にこども家庭ソーシャルワーカーを追加するなど、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長 電話 045-210-4650]

○ 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法等の一部改正に伴い、一時保護施設に配置する保育士に地域限定保育士を追加するほか、児童指導員の資格要件にこども家庭ソーシャルワーカーを追加するなど、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長 電話 045-210-4650]

○ 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法等の一部改正に伴い、指定児童発達支援等の事業を行う者が当該事業所に配置する保育士に地域限定保育士を追加するほか、児童発達支援センターが行う健康診断について、母子保健法に基づく健康診査の結果の把握に代えることができることとするため、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]

○ 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法等の一部改正に伴い、指定福祉型障害児入所施設等に配置する保育士に地域限定保育士を追加するほか、同施設が行う健康診断について、母子保健法に基づく健康診査の結果の把握に代えることができることとするなど、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]

○ 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例

秦野戸川公園の少年野球場を拡張するなどの規格変更に伴い、同野球場の名称を変更するとともに、利用料金の上限額を引き上げるため、所要の改正を行う。

[県土整備局都市部都市公園課長 電話 045-210-6220]

○ 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、避難が容易な小規模の集会場においては廊下等の設置義務を緩和するなど、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部建築指導課長 電話 045-210-6240]

○ 都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、市街化調整区域における、土砂災害警戒区域等の災害リスクの高いエリア内の開発許可等について、開発審査会を経ることとするなど、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部建築指導課長 電話 045-210-6240]

【工事請負契約の締結】

	名 称	工事の場所	請負契約者	請負契約金額
①	高相合同庁舎新築工事(電気)請負契約	相模原市南区相模大野六丁目 3957番1	株式会社光陽電業社	8億6,434万2,930円
②	一般国道 134 号花水川橋架替(作業用栈橋)工事請負契約	平塚市虹ヶ浜～唐ヶ原地内	熊谷・関東緑地土木・共栄特定建設工事共同企業体	11億5,470万1,130円
③	県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事(2期－建築－第1工区)請負契約	伊勢原市上粕屋448-14 外	エス・ケイ・ディ・コラム建設特定建設工事共同企業体	10億3,321万4,160円
④	県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事(2期－建築－第2工区)請負契約	伊勢原市上粕屋448-14 外	大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体	9億4,423万8,460円
⑤	県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事(2期－建築－第2工区)請負契約	綾瀬市寺尾中2－1外	亀井工業・大勝建設特定建設工事共同企業体	10億4,988万4,440円

①[総務局総務室管理担当課長 電話 045-210-2122]

②[県土整備局道路部道路整備課長 電話 045-210-6420]

③～⑤[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

【動産の取得】

○ 新型インフルエンザ対策に係る行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬

本県の抗インフルエンザウイルス薬備蓄目標を踏まえ、購入契約を締結する。

品 目	数 量	契約者名	契約金額
ラピアクタ	63,670 瓶 (31,835 人分)	塩野義製薬株式会社	1億4,011万 5,679円

[健康医療局保健医療部感染症対策担当課長 電話 045-285-0848]

【指定管理者の指定の変更】

令和8年度末に指定期間が満了する県立都市公園及び県立都市公園と一体管理している県立スポーツ施設の指定管理者の指定 24 施設について、県としてより魅力ある公園づくりを進めるため、検討を行う間の措置として、現指定管理者の指定期間を2年間延長する。(別添参照)

【その他】

○ 県道路線の認定及び廃止について

藤沢市道との交換等による県道路線の再編を行うため、横浜市戸塚区から藤沢市亀井野までの区間を道路法第7条の規定により県道路線に認定するとともに、藤沢市菖蒲沢から横浜市戸塚区までの区間を同法第10条の規定により廃止する。

[県土整備局道路部道路管理課長 電話 045-210-6350]

○ 債権の放棄について

グリーンIT活用産業振興事業委託事業費の返還請求に係る債権(1債権 8,786,358 円)を放棄する。

[産業労働局産業部産業振興課長 電話 045-210-5630]

○ 訴訟の提起について

県が農業者に貸し付けた農業改良資金について、債務者及び連帯保証人に対し、償還請求訴訟を提起する。

[環境農政局農水産部農業振興課長 電話 045-210-4420]

○ 和解について

県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証債務について、民法第695条に基づき和解する。

[産業労働局中小企業部金融課長 電話 045-210-5670]

○ 当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法第4条第1項の規定により、令和8年度における宝くじの発売限度額を定める。(令和8年度発売総額 250 億円以内)

[総務局財政部資金調査担当課長 電話 045-210-2290]

指定管理者の指定の変更について

	施設の名称	指定期間		指定管理者の名称
		変更後	変更前	
①	塚山公園	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	神奈川県公園協会・県立塚山公園保存会グループ
②	保土ヶ谷公園	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	神奈川県公園協会・サカタのタネグループ・オーチャー共同事業体
③	三ツ池公園	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	神奈川県公園協会・石勝エクステリア・サカタのタネGSグループ
④	葉山公園 はやま三ヶ岡山緑地	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	三菱電機ライフサービス株式会社
⑤	湘南海岸公園	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	株式会社湘南なぎさパーク
⑥	相模湖公園及び 相模湖漕艇場※	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	相模湖観光協会・神奈川県ローイング協会グループ
⑦	城ヶ島公園	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	三浦市観光協会・湯山造園土木・京浜急行電鉄グループ
⑧	恩賜箱根公園	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	神奈川県公園協会・ランドフローラ・小田急箱根グループ
⑨	辻堂海浜公園 湘南汐見台公園	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	公園協会・オーチャー・サカタのタネ・小田急電鉄共同事業体
⑩	観音崎公園	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	神奈川県公園協会・京急サービス共同事業体
⑪	東高根森林公園	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	株式会社石勝エクステリア
⑫	相模原公園	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	神奈川県公園協会・サカタのタネ・サカタのタネGSグループ
⑬	大磯城山公園	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	神奈川県公園協会・湘南造園グループ
⑭	七沢森林公園	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	公益財団法人神奈川県公園協会
⑮	四季の森公園	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	神奈川県公園協会・大和ハウスリアル・サカタのタネGSグループ
⑯	座間谷戸山公園	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	公益財団法人神奈川県公園協会
⑰	秦野戸川公園及び 山岳スポーツセンター※	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	神奈川県公園協会・小田急電鉄共同事業体
⑱	津久井湖城山公園	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	神奈川県公園協会・サカタのタネグリーンサービスグループ
⑲	茅ヶ崎里山公園	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	神奈川県公園協会・小田急ビルサービスグループ
⑳	あいかわ公園	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
㉑	相模三川公園	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	神奈川県公園協会・サカタのタネグリーンサービスグループ

	施設の名称	指定期間		指定管理者の名称
		変更後	変更前	
②②	おだわら諏訪の原公園	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	おだわら諏訪の原公園パートナーズ
②③	境川遊水地公園	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	神奈川県公園協会・サカタのタネ グリーンサービスグループ
②④	山北つぶらの公園	R4.4.1～ R11.3.31	R4.4.1～ R9.3.31	公益財団法人神奈川県公園協会

①～④[県土整備局都市部都市公園課長 電話 045-210-6220]

※⑥のうち相模湖漕艇場、⑰のうち山岳スポーツセンターについて

[文化スポーツ観光局スポーツ課長 電話 045-285-0791]

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立関係 4 議案の概要

1 目 的

誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現するため、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「福祉機構」という。）を設立することに伴い、地方独立行政法人法に基づき、「地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に係る重要な財産を定める条例」の制定等を行う。

また、福祉機構が達成すべき業務運営に関する目標である、「地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期目標」等の2議案について、所要の定めを行う。

2 内 容

(1) 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に係る重要な財産を定める条例

福祉機構の業務運営が確実に行われることを担保し、また、大規模な財産の譲渡等によって福祉機構の業務運営の健全性が損なわれることのないよう、譲渡等にあたって設立団体である県の認可を必要とする重要な財産などを規定する。

(2) 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例

福祉機構を設立し、同時に神奈川県立中井やまゆり園を同法人による運営に移行することに伴い、本条例に規定する施設から神奈川県立中井やまゆり園を削除する。

(3) 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期目標

福祉機構が中期計画を策定する際の指針とし、また、福祉機構の業務の実績を評価する際の基準とするため、福祉機構の設立団体である県は、中期目標として、①中期目標の期間、②住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、③業務運営の改善及び効率化に関する事項、④財務内容の改善に関する事項等を定め、福祉機構に提示する。

(4) 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に承継させる権利を定める議案

福祉機構の設立団体である県から福祉機構へ事務を円滑に移行するため、県が有する不動産を、福祉機構の運営に必要な財産として、福祉機構の成立の時に承継させる。

3 施行期日

福祉機構の成立の日

問合せ先

1、2 (1) (3) (4) について

福祉子どもみらい局福祉部

独立行政法人企画担当課長

藤澤 電話 045-285-0546

障害サービス課独立行政法人化グループ

若松 電話 045-285-0547

2 (2) について

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

障害サービス課長

高橋 電話 045-210-4702

障害サービス課運営指導グループ

堤 電話 045-210-4705

神奈川県県税条例の一部を改正する条例案の概要

1 目 的

「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」終了後の新たな計画となる「かながわ水源環境保全・再生基本計画」に基づいて策定される「第Ⅰ期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の財源に充てるため、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）の税率を変更するとともに、適用期間を令和9年度から令和13年度までの5年間延長する。

2 内 容

個人県民税の超過課税（水源環境保全税）に係る所得割の税率を変更するとともに、適用期間を5年間延長する（均等割の税率は、変更なし）。

(1) 税率

(改正前)

区 分	標準税率①	上乗せ率②	超過税率（①＋②）
均等割	1,000円	300円	1,300円
所得割	4 % 〔指定都市に住所を 有する者は2 %〕	<u>0.025%</u>	<u>4.025%</u> 〔指定都市に住所を 有する者は <u>2.025%</u> 〕

(改正後)

区 分	標準税率①	上乗せ率②	超過税率（①＋②）
均等割	1,000円	300円	1,300円
所得割	4 % 〔指定都市に住所を 有する者は2 %〕	<u>0.018%</u>	<u>4.018%</u> 〔指定都市に住所を 有する者は <u>2.018%</u> 〕

(2) 適用期間

令和9年度から令和13年度まで

(3) 税収規模

単年度平均 約40億円

3 施行期日

令和9年1月1日

問合せ先

神奈川県県税条例について

総務局財政部税制企画課長

佐藤 電話 045-210-2300

かながわ水源環境保全・再生施策について

環境農政局緑政部水源環境保全課長

井出 電話 045-210-4350

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

副課長 井上 電話 045-210-2251

予算編成グループ 澁谷 電話 045-210-2262

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 石田 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 長野 電話 045-210-3022